

沿岸広域振興局長告示第90号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小本川土地改良区（下閉伊郡岩泉町）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成29年10月27日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

1 就任

(1) 理事

加 藤 正 明	下閉伊郡岩泉町袈野字赤鹿89番地 3
武 田 健	” ” 中里字下中里11番地
箱 石 雅 邦	” ” 小本字南中野300番地10
金 澤 富寿男	” ” ” 字本茂師65番地
加 藤 久 民	” ” 中里字中岸159番地
竹 花 善 吉	” ” 中島字卒郡 7 番地
戸 由 理 博	” ” 小本字南中野213番地 3

(2) 監事

小 成 茂	下閉伊郡岩泉町小本字小本14番地 8
千 葉 藤 男	” ” 中島字中島30番地
三 浦 金 作	” ” 小本字中野 2 番地 1

2 退任

(1) 理事

佐々木 勝 弘	下閉伊郡岩泉町小本字南中野 5 番地 1
加 藤 正 明	” ” 袈野字赤鹿89番地 3
武 田 健	” ” 中里字下中里11番地
箱 石 雅 邦	” ” 小本字南中野300番地10
金 澤 富寿男	” ” ” 字本茂師65番地
加 藤 久 民	” ” 中里字中岸159番地
竹 花 善 吉	” ” 中島字卒郡 7 番地

(2) 監事

小 成 茂	下閉伊郡岩泉町小本字小本14番地 8
千 葉 藤 男	” ” 中島字中島30番地
三 浦 金 作	” ” 小本字中野 2 番地 1